

自治会加入促進の手引き

～近助力があるまち。そのためには、一人ひとりの力が必要です～



※これらは主な活動の一例です

福津市

この冊子について

自治会は、そこに暮らす住民同士の親睦、生活環境の維持改善、高齢者や子どもの見守りなど、住みよいまちにするための活動をしています。

特に、東日本大震災以降、地域における防災意識の高まりに伴い、地域力の向上が求められています。そのためにも、まずは自治会への加入者を増やすことが大切です。

しかし、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などから、自治会活動に無関心な人が増え、自治会からの脱退・未加入者が増加してきています。これにより、地域のつながりが希薄になり地域が抱える様々な課題に十分にに取り組むことができないようになってきています。

こうした状況の中、自治会離れに歯止めをかけるため、自治会では、加入に向けた勧誘活動を行っているものの、呼びかけ方法が明確ではないことなどもあり、自治会活動の意義や加入の必要性が十分に浸透していない状況があります。

そこで、この手引きでは、自治会未加入世帯への加入呼びかけの手順や実践例、想定される質問内容などについてまとめましたので、各自治会において、自治会加入者の増加のために役立てていただくと幸いです。

平成27年 8月作成
令和 2年 4月改訂

福津市まちづくり推進室



目次

1. 自治会について	3
自治会とはどんな組織？	
どんな活動が行われているの？	
未加入世帯へ自治会加入を勧める理由	
2. 未加入世帯への加入勧誘の進め方	5
未加入者世帯への訪問	
3. よくある質問と回答例	10
自治会とは	
自治会費について	
「役」について	
その他	
4. 自治会における個人情報の取り扱い	14
5. 参考資料【加入勧誘文書等の作成例】	15
基本文例	
訪問先別文例	
聞き取り記録票作成例	
加入申込書作成例	

福津市では、自治組織の名称が「自治会」「区」など様々ですが、この手引きでは、「自治会」に統一して使用しています。

自治会について

● 自治会とはどんな組織？

自治会とは、一定の地域を単位として、自主的に運営されている最も身近な自治組織です。自分たちのまちのために、みんなで話し合いながら、さまざまな活動を行っています。これらの活動は、主に自治会加入者の皆さんの会費で、運営されています。

● どんな活動が行われているの？

自治会では、地域の困りごとや心配ごとの解決に取り組み、親睦行事などを通じて住民同士の交流を深めたりするなど、さまざまな活動が行われています。



回覧・連絡

自治会は、回覧板や掲示板による自治会内での連絡事項、地域の防犯情報等、生活に役立つ情報を各世帯へお届けしています。



防犯活動

自治会では、夜道を安心して歩くことができるように、防犯灯の維持管理を行っています。また、事件・事故等が発生して住民に危害がおよぶ可能性がある場合、市の防災安全課からの情報提供を受け、自治会の連絡体制を活用して住民に注意を呼びかけています。

自主防災活動

地震・風水害などの災害に備え、防災訓練等を実施して、非常時の体制を整えたり、自治会によっては、自主防災組織である「自主防災会」が結成され、地域全体で協力して組織的な防災活動を行っているところもあります。



美化活動

快適で住みよい住環境を維持保全するため、年に2回の一斉清掃、月に1回の分別（ごみ）ステーションの設置管理、分別資源ごみ回収活動、公園や道路の清掃活動などの美化活動を行っています。



支え合いの活動

子ども会育成会活動の支援や登下校時の見守り、学校行事への協力、敬老会の開催や高齢者への声掛け、見守り活動など、子どもや高齢者、障がいのある方が安心・いきいきと暮らせるよう取り組んでいる地域もあります。「日本赤十字社」等の募金活動による支え合いにも協力しています。

親睦活動

地域の皆さんの交流や連帯感を高めるために、お祭りやバスハイク、敬老会などの行事を企画・開催しています。



地域の改善要望書のとりまとめ

地域の困りごとをとりまとめ、道路や側溝の改修等については、自治会として市へ要望書を提出し、改善提案をしています。

地域一体の郷づくり活動

概ね小学校区を単位とした、地域が一体となってまちづくりに取り組む「郷づくり推進協議会」においても、自治会は中心的な役割を果たしています。

● 未加入世帯に自治会加入を勧める理由

安心・安全

さまざまな地域行事への参加を通じて、**住民同士がお互いに顔を合わせ、親睦を深めることで、地域を大切に作る気持ちが育まれます。**ひいては住民同士が安心して安らぎのある生活を送ることに繋がります。

緊急時

『遠くの親戚より近くの他人』と言われるように、**いざという時頼りになるのはお隣やご近所の人たちです。**自治会は、住民同士のふれあいや声かけ等により、高齢者や障がい者の方々の見守りを行い、災害などの緊急時には、支援を必要とする方々の安否確認等を行います。

課題解決

個人や家庭だけでは解決が困難な地域の困りごとや心配ごとについて、自治会の会員の皆さんが**知恵を出し合い、協力し合うことによって、解決を図ることができず。**また、自治会内だけでは解決できない場合は、行政に対して相談や要望を行います。

未加入世帯への加入勧誘の進め方

「住民が新しく入ってきたら、すぐにあいさつに行く」という自治会も多いと思いますが、転入者宅を訪問する際、自治会独自で作成したあいさつ状を持って、活動についての理解と協力をお願いしてはいかがでしょうか。移り住んで間もない住民には、言葉だけで説明してもなかなか伝わらないことが多く、また文書だけ渡しても読んでもらえないこともあります。自治会活動には、みんなが力を出し合い、共に助け合うことが不可欠であり、これを理解し参加してもらうためには、下記の3つのポイントが必要だと考えます。

ポイント

- ☑まずは顔を合わせて話をする。
- ☑自治会の活動が分かる資料を持っていく。
- ☑役員や組長の連絡先を伝える。



なお、加入を呼びかける時は、会の目的や活動内容を相手に理解してもらうことから始める必要があります。自治会が地域でどう役立っているかをしっかり伝えることが重要です。例えば、防犯灯の維持管理は、自治会が行っていますし、自治会によっては、子どもの見守りを行っているところや、災害に備えて備蓄をしているところもあるでしょう。自治会がこうした活動を行っていることは、日ごろから活動に参加している人にとっては当たり前でも、そうでない人には、意外に知られていないものです。こうした点を積極的にアピールするのも一つの方法です。右ページの手順を参考にしながら、地域の実情に合わせた方法で、進めていきましょう。

● 未加入者世帯への訪問

① 未加入世帯の把握

未加入世帯への加入促進に取り組む前に、自治会の会員名簿等を整理し、加入世帯の確認と自治会の範囲（区域）の中に未加入世帯が何世帯あるかを把握する必要があります。世帯数の多い自治会では、自治会長一人で未加入世帯を把握することは困難な場合もありますので、役員や組長の協力を得て加入世帯、未加入世帯の把握（調査）を行いましょう。

マンションやアパートの場合は、あらかじめ管理人や家主さんに個別訪問についてお知らせし、了解を得るとともに、入居世帯数を教えてもらうなど、加入促進への協力をお願いします。

② 訪問日の決定

訪問先の都合を最優先に、お互いに話をしやすい雰囲気づくりを考慮しながら、訪問者の人選、訪問スケジュールなどを決めましょう。

■ 訪問人数

訪問する人数は、複数のほうが幅広い対応が可能ですが、3人以上では相手に圧迫感を感じさせてしまうおそれがあるため、2人が適当と考えます。

■ 訪問者の人選

組み合わせの例としては、自治会長と副自治会長、自治会長と組長などが考えられます。地域の実情や課題も熟知した話ができるよう、会長だけではなく役員全体で取り組むことが重要です。

■ 訪問時間

なるべく相手の対応可能な時間に合わせて訪問することが大切です。夜遅くの訪問は避け、初回の訪問では、5分程度の簡単な説明でとどめましょう。

③ 説明資料の準備

加入の勧誘文書・加入促進チラシ

自治会の紹介、活動内容、自治会の大切さ、加入のお願い、問い合わせ先等を掲載した加入の勧誘文書を作成します。また、必要に応じて、加入促進チラシを準備します。

※加入勧誘文書等の作成例（15～17ページ）

聞き取り記録票

加入しない理由や相手に手渡した書類など、再訪問するときの参考となる事項をメモするためのものです。記入は、訪問相手に配慮し、訪問終了後に行いましょう。

※聞き取り記録票の作成例（18ページ）

自治会の規約・総会資料

（当該年度の事業計画及び予算書）

加入申込書

※加入申込書の作成例（19ページ）

④訪問前の打ち合わせ

よりスムーズに個別訪問を行うため、訪問ルート、時間配分、役割分担、資料等について、訪問者同士で事前に打ち合わせを行っておきましょう。

⑤未加入世帯への訪問

未加入世帯への訪問にあたっては、一人でも多くの方にご加入いただきたいという熱意を持って、誠実な対応を心がけることが大切です。早く地域に溶け込んでもらいたい、仲間として一緒に活動したい、という思いを込めて、地域のことを丁寧に説明します。ここでは、実際に訪問した際の対応について、一般的な例を掲載していますので参考にしてください。

■自己紹介を行い、訪問の目的を説明します

「こんにちは。私たちは、この地域の〇〇自治会の役員〇〇です。本日は、ぜひ〇〇自治会に入っていたきたいと思って参りました。」

■自治会活動について紹介します

「この自治会では、よりよいまちづくりのために、地域住民が協力し合って、日常生活に関わりの深い活動を行っています。」

※チラシ等を使って説明する。

■勧誘文書を渡し、加入のお願いをします

「そこで、ぜひ（勧誘文書を渡す）こちらをお読みいただき、地域住民全員の協力と参加が必要である自治会に加入していただきたいのですが。」

■訪問先の相手からの質問や意見に対する受け答えをします

よくある質問と回答例を掲載していますので（10～13ページ参照）、参考にしてください。

■ すぐに参加を希望される場合

その場で加入申込書に記入してもらいます

「ご加入いただき、ありがとうございます。この地域の組長さんは〇〇さんです。今年度は、これから・・・などの活動を予定しています。お忙しいとは思いますが、ご都合が合う時は、気軽に参加してみてください。」

■ 加入を保留された場合

加入申込書等を渡し、連絡先をお知らせして、再度加入のお願いをして帰ります

「ご加入いただける場合は、この加入申込書にご記入の上、こちらへご連絡ください（連絡先を知らせる）。加入について、ぜひ前向きにご検討ください。ご連絡をお待ちしています。」

※訪問後に連絡がない場合、加入の意向を伺うため再訪問を行うなど、フォローを心がける。また、加入をためらう理由などが分かれば、聞き取り記録票にメモし、次回の訪問の際に説明できるよう準備しておく。

■ 加入を拒否された場合

できる範囲で話し合い、勧誘文書等を渡してご理解いただけるようお願いして帰ります

「おっしゃることはよくわかりました。今日は、これで失礼します。ぜひ、お渡しいたしました資料をご覧ください、自治会についてご理解いただければと思います。」

※傾合を見て再訪問するなど、少しずつでもコミュニケーションが取れるようにしましょう。また、加入を拒否する理由などが分かれば、聞き取り記録票にメモし、次回の訪問の際に、説明できるよう準備しておきます。

訪問の際に注意しておきたいこと

個別訪問をより実り多いものにするため、注意したほうがよいと思われる点について、ご紹介します。

■無理強いにならないようにしましょう

熱意を持って粘り強く加入を勧めることが大事なのももちろんですが、任意団体である自治会への加入は、個人の自由であり、加入を強制することはできません。あくまでお誘いであることを念頭におき、無理強いにならないように注意しましょう。

■相手の状況に合わせた勧誘を

これまで加入しなかった理由は各世帯様々で、例えば、「引っ越ししてきたときに、お誘いがなかったの、何となく入りそびれてしまった」といった場合もあれば、自治会を毛嫌いする人もおられます。未加入となっている状況に十分配慮しながら、話を進めましょう。

■アパート・マンションの家主さんにも協力依頼を

アパート・マンションへの個別訪問にあたっては、まず、家主さんなど管理責任者に加入促進の主旨を十分に説明し、管理責任者からも加入を呼びかけていただく、入居者の中のリーダー的存在の方などを通じて加入を呼びかけていただくなど、よりスムーズに加入のお願いができるよう工夫しましょう。

■活動には地域全体で取り組みましょう

加入促進は、その自治会全体に関わることです。訪問者だけで進めるのではなく、例えば、活動の進め方などについて自治会の役員会議等で意思統一を図るなど、地域一体となって進めていきましょう。

■加入を拒否する方については、まず理解の糸口を探すことから

加入促進の取り組みの最終目的は、もちろん、自治会に加入してもらうことです。加入を強く拒否する方などについては、時間をかけて話し合う、様子を見ながら何度か足を運ぶなど、柔軟に進めていきましょう。

■加入後のフォローを忘れずに

新たに加入していただいた方は、地域に慣れて溶け込むまでに時間がかかります。総会で新会員を紹介する、行事等に参加していただいたときには、こまめにあいさつや声かけをするなど、できるだけ早く新規加入者が自治会になじめるよう、加入後のフォローをしましょう。

よくある質問と回答例

自治会によって実情や運営の方法は様々です。それぞれ実情等に応じて参考にしてください。

自治会とは

自治会とは何ですか？

「同じ地域に住む人たちが、相互の親睦を図りながら、環境美化のための草刈りや、月に1回の分別（資源ごみ・粗大ごみ）ステーションの運営、防犯のためのパトロール、防犯灯の維持管理など、自分たちの地域を住みよいまちにしていくために自主的な活動を行っている団体です。」

加入してどんなメリットがあるのですか？ （※5 ページ上段も参照下さい）

「地域の自治会だよりや公民館のお知らせなどの配布等により、地域や町内の情報、行事の日程などが迅速に得られます。」

「同じ地域に住む人たちが、相互の親睦を図りながら、環境美化のための草刈りや、月に1回の分別（資源ごみ・粗大ごみ）ステーションの運営、防犯のためのパトロール、防犯灯の維持管理など、自分たちの地域を住みよいまちにしていくために自主的な活動を行っている団体です。自治会行事などの交流を通して、顔の見えるお付き合いができることにより、お互いの支え合いにより、地域で安心して暮らせます。このような日頃からのお付き合いが『ご近所の力』として、もしもの時の大きな力を発揮します。」

「道路・側溝・道路照明の改善など、日常生活上の環境整備に係る問題について、自治会を通じて市へ要望できるので、住民個人からの要望では実現困難な場合でも、自治会という住民の総意があれば実現可能な範囲が広がります。」

「災害時などの避難の際、情報の伝達や連携がスムーズに行えます。災害時には、国、県、市などの行政による救助、援助（公助）の前に、自治会単位（共助）、お隣どうし（近助）での助け合いや救出、救護活動が大きな役割を果たします。また、救援物資の分配など避難先での対応においても、お互いの顔が分かり人数等の状況把握ができる自治会単位で行うことが多いようです。」

自分には関係ないように思いますが？

「うちの自治会のエリアには、夜道を安全に、安心して歩くための防犯灯が〇〇基あります。自治会では、防犯灯の電気料金の支払いや電球の交換などの維持管理も行っていますから、私たちの生活に密接に結びついていることだと思えます。自治会は、みんなが平等に負担し合い、よりよいまちをつくるための活動をするとこるですので、どうぞご協力をお願いします。」

自治会加入は強制ですか？

「自治会加入の強制はできませんが、自治会では、夜道を安心して歩くことができるように防犯灯の維持管理（電気料金の支払いや電球の交換など）も行っています。また、毎月1回、分別（資源ごみ・粗大ごみ）ステーションの運営をしています。これらは、一例にすぎませんが、防犯・防災、ごみなど、生活に密着した問題には、隣近所や自治会の助け合いが必要となるので、ぜひ加入してください。」

自治会は、具体的にどんなことをしているのですか？

「防犯灯の維持管理、月に1回の分別（ごみ）ステーションの設置管理、年に2回の一斉清掃、イベント（夏祭り、敬老会、バスハイク等）の開催、自主防災組織の結成など、よりよく快適に生活できるように独自の活動も行っています。」

税金を払っているので、地域のことは市がしてくれるのでは？

「住民の価値観や生活スタイルが多様化し、核家族や共働き世帯の増加、少子高齢化の影響もあり、家庭や地域での新たな問題（買い物が不便・話し相手がない・孤独死が心配・子ども会活動が継続しにくい・空き家が管理されていない等）が増加しています。こうした状況では、行政だけでの対応は難しくなってきました。そこで、自治会と行政が役割分担しながら、地域の実情に沿った課題の解決に向けて、住民が主体となり取り組むことが求められています。地域での助け合いの取り組みは、東日本大震災でも証明されたように、行政の手の届かない部分を補う意味からも非常に大切です。自分たちのことは、自らが考え行動することで、きめ細かなまちづくりができると考えています。」

夏祭りなどのイベント、防犯パトロールや清掃活動などは、必ず参加しなければなりませんか？

「自治会に加入したからといって、必ず参加しなければならないわけではありませんが、親睦を深めることができるうえ、自分たちの地域を住みよくすることにつながります。まずはできることから、ご参加ください。」

自治会費について

自治会費は、どのように使われるのですか？

「夏祭りや敬老会などの各種行事の費用、防犯灯や公民館の維持管理費用、広場等の共益箇所の清掃費用などに使っています。」

自治会費が高いので支払いが負担です。

「自治会では、よりよい地域づくりに向けて、私たちの生活に関わりの深い、防犯灯の維持管理、月に1回の分別（資源ごみ・粗大ごみ）ステーションの運営などの活動を行っています。〇〇自治会の会費は、このような活動に伴う必要経費をまかなうために、会員の皆さんから〇〇〇円（年額、月額）をいただいているものです。どうかご理解ください。また、皆さんからのご意見は、自治会としてきちんと受け止め、今後、会を運営していく中での参考とさせていただきます。」

なぜ、入会金（公民館負担金等）を払う必要があるのですか？

「〇〇自治会には、自分たちで建てた公民館（集会所）があります。その建設費や自治会の積立金は、会員の皆さんの負担金や会費の中から積み上げられた自治会の財産です。新たに自治会に加入して、そうした財産の運用に関わる権利を得るためにも、入会金（公民館負担金等）の負担をお願いしています。」

自治会には、会費以外の収入はありますか？

「郷づくり推進協議会（4ページ参照）を通じて、市からの交付金を受けとっています。」

「役」について

高齢のため、自治会長や組長など役が回ってくるのが嫌です

「できることなら、会員の皆さん一人ひとりが、同じように自治会活動にご協力いただくのが理想ですが、ご高齢で活動が十分できないということであれば、自治会長や組長にご相談ください。総会または役員会等で協議して、役員免除等の制度を導入することも検討していきたいと思えます。」

組長は、どんなことをしているのですか？

「会議への出席、会費の集金、イベントのお手伝いをお願いしています。組長を経験すると、ご近所のお知り合いが増えますよ。」

その他

個人情報、安全に管理されているのですか？

「加入申し込み票は、自治会を運営していくうえで必要な地域住民相互の連絡（例えば、自治会行事の案内、ごみ出しのルールのお知らせ、地震や台風時の緊急連絡や安否確認など）を目的として、必要最低限の情報について、ご記入いただいているものです。それらの情報については、本人の承諾なしに、第三者へ情報提供することは一切いたしませんし（ただし、法令に基づき、警察、検察、裁判所等には、犯罪捜査の目的が明確で、協力義務がある場合に、情報を提供することがあります。）、自治会が責任を持って、流出事故等がないよう、厳重に管理・保管することをお約束いたします。」

学生（単身）のため、長くは住まないのですが？

「自治会で維持管理している防犯灯は安全の確保につながり、ごみ収集場所の管理や清掃活動は、住みよい生活につながるなど、自治会活動は気づかないところでみなさんの生活に役立っています。短期間でも何かの縁で同じ区域に住むことになったので、自治会への加入をお願いします。」

単身で帰りも遅く、留守にしがちなので、役員にはなれませんが？

「恐縮ですが、皆さんお忙しいので役員は1年ごとの持ち回りにしています。」

「休日の行事のお手伝いだけでもかまいません。」

「会費を納入していただくだけでも自治会の運営を行ううえで大変助かります。」

自治会における個人情報の取り扱い

平成17年4月から「個人情報保護法」（以下、「保護法」）が全面施行され、個人情報取扱事業者に、個人情報の適正な取り扱いが義務づけられました。この個人情報取扱事業者について、平成29年5月30日に「保護法」が改正され、自治会等の非営利組織を含む全ての事業者が対象となり、自治会においても、ルールに沿った個人情報の取り扱いが求められます。

自治会における個人情報の取り扱いルール

自治会における適切な個人情報の取り扱いについて留意すべき点は以下のとおりです。

1. 使用目的を決め、予め本人に伝える

個人情報の利用目的（例：会員名簿の作成や会員への配布）を予め特定し、本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対し利用目的を明示する。

2. 決めた目的のこと以外に使用しない

取得した個人情報を目的以外のことには利用しない。（例：会員名簿の作成という説明で得た連絡先を、サークル勧誘などに利用する）

3. 取得した個人情報は安全に保管する

集めた個人情報の漏洩防止のため、それぞれの情報の媒体に応じて、適切な管理・保管に努める。（例：個人情報取り扱いについての基本的なルールをつくる、紙の名簿などは鍵のある場所で保管する）

4. 個人情報を第三者に提供するときは本人の同意を得る

本人でない第三者に個人情報を提供する場合、本人に利用目的などを伝え、あらかじめ本人の同意を得る。
※法令に基づく場合、人の生命・財産を守る場合等を除く

加入申込書の作成にあたって

- 申込書には、取り扱う個人情報の利用目的をきちんと明示しておく。
- 入手した個人情報は、明示した利用目的以外に使用しない。

作成した自治会名簿の配布にあたって

- 配布は自治会員のみに限る。（利用目的に則って）
- 配布する際は、『自治会活動以外の目的での「名簿」の使用は禁じます。』等の注意事項を明示しておきましょう。

参考資料【加入勧誘文書等の作成例】

(1) 基本文例

基本的な記載内容として、当該自治会の紹介、活動内容、自治会の大切さ、加入のお願い、問い合わせ先などを記載しています。

令和 年 月 日

〇〇 様

□□自治会 会長 △△ △△

自治会加入のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、□□自治会では、現在、〇〇〇××丁目から××丁目までの区域内にお住まいの皆さんにご参加いただき、協力しながら、防犯灯の維持管理、月に1回の分別（資源ごみ・粗大ごみ）ステーションの運営、地域内の連絡・回覧、日常生活に関わりの深い活動を行っています。

この□□自治会では、よりよいまちづくりのために、地域住民が協力し合って、このような日常生活に関わりの深い活動を行っています。自治会の活動についてご理解をいただき、ぜひ、自治会に加入していただきますようお願いいたします。

なお、規約、当該年度の総会資料（事業計画書、予算書）をお届けしますので、ご一読ください。

【お問い合わせ先】

□□自治会 会長 △△ △△（電話〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇）

(2) 訪問先別文例

訪問先の状況に合わせて、基本文例を次のような内容に変えるなど、より親しみやすく、分かりやすい文面となるよう工夫しましょう。

① 転入世帯向けの文例

転入世帯向けに、転居のお祝いの言葉や、自治会行事へのお誘いなどと併せて、自治会の紹介を行う場合の一例です。

令和 年 月 日

〇〇 様

□□自治会 会長 △△ △△

自治会加入のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、□□にご転入されましたので、□□住民を代表いたしまして歓迎のご挨拶を申し述べます。

□□自治会では、現在、〇〇〇××丁目から××丁目までの区域内にお住まいの皆さんにご参加いただき、協力しながら、防犯灯の維持管理、月に1回の分別（資源ごみ・粗大ごみ）ステーションの運営、地域内の連絡・回覧など、日常生活に関わりの深い活動を行っています。

この□□自治会では、よりよいまちづくりのために、地域住民が協力し合って、このような日常生活に関わりの深い活動を行っています。自治会の活動についてご理解をいただき、ぜひ、自治会に加入していただきますようお願いいたします。

なお、規約、当該年度の総会資料（事業計画書、予算書）をお届けしますので、ご一読ください。

なお、下記の日時に自治会の行事を行いますので、まずは参加してみてください。

記

全市一斉美化活動について

日時 令和〇年〇月〇日（〇曜日） 〇時～〇時

集合場所 □□公園

〇〇様の所属されます隣組は____組で、組長は、_____さんです。

（電話 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇）

ご不明な点やお困りごとがございましたら、遠慮なく、組長を通じて、自治会役員にお申し出ください。

②アパート・マンション世帯向けの文例

アパート・マンションの未加入世帯向けに、転勤の多い世帯や仕事を持つ単身世帯には、なかなか自治会活動に参加いただけない事情があることにも理解を示しながら、加入のお願いをする場合の一例です。

令和 年 月 日

〇〇 様

□□自治会 会長 △△ △△

自治会加入のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

□□自治会では、現在、〇〇〇××丁目から××丁目までの区域内にお住まいの皆さんにご参加いただき、協力しながら、防犯灯の維持管理、月に1回の分別（資源ごみ・粗大ごみ）ステーションの運営、地域内の連絡・回覧など、日常生活に関わりの深い活動を行っています。

この□□自治会では、よりよいまちづくりのために、地域住民が協力し合って、このような日常生活に関わりの深い活動を行っています。自治会の活動についてご理解をいただき、ぜひ、自治会に加入していただきますようお願いいたします。

アパート・マンションにお住まいの皆さまには、単身世帯でお仕事が忙しいなど、自治会活動に参加しづらい事情がある方もおられるかと思えます。

しかし、自治会活動には、住民の皆さん一人ひとりの協力が必要です。同じ自治会内に住む皆さんが一緒になってご参加いただければ、大変ありがたく存じます。

なお、規約、当該年度の総会資料（事業計画書、予算書）をお届けしますので、ご一読ください。

【お問い合わせ先】

□□自治会 会長 △△ △△（電話〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇）

□□自治会加入勧誘活動 聞き取り記録票

※訪問相手に配慮し、記入は相手の目の前ではなく、訪問終了後に行いましょう。

訪 問 日	年 年 日 : ~ :		
訪問先氏名			
性 別	男性 ・ 女性	年 代	歳代
住 所	福津市		
記 録	【自治会加入の意向の有無、加入しない理由、自治会に対する意見等】		
手渡した書類			

訪問者氏名		
-------	--	--

令和 年 月 日

□□自治会長 様

□□自治会加入申込書

私は、貴自治会へ加入を申し込みます。

世帯主氏名[㊞]

住 所 福津市.....

電話番号

よろしければご家族のお名前もご記入下さい。

続柄	氏名	年齢

続柄	氏名	年齢

()組 組長()氏(〇〇〇××丁目 番 号)に提出してください。

ご記入いただいた個人情報は、自治会で厳重に管理し、自治会活動に限って利用させていただきます。

□□自治会 会長 ○○○○

連絡先：000-0000-0000